



熊本県公報

第 1 2 2 9 7 号

平成 26 年 3 月 11 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (//) 9
- 用途地域の指定のない区域の形態規制値の変更…………… (建築課) 21
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… (高齢者支援課) 22
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 22
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (障がい者支援課) 22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の廃止…………… (//) 23
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 23
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 23
- 宇城広域連合の規約の一部変更…………… (市町村行政課) 23
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 24
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 24
- 道路の供用開始…………… (//) 24

公 告

- 熊本都市計画土地区画整理事業の変更 (嘉島町決定)…………… (都市計画課) 25
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 25
- 換地計画の適否決定…………… (農地整備課) 25
- 換地計画の適否決定…………… (//) 25
- 換地計画の適否決定…………… (//) 25
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 26
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出…………… (商工振興金融課) 26
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 27

登 載 依 頼

- 熊本県いぐさ奨励品種審査会の開催…………… (熊本県いぐさ奨励品種審査会) 27
- 平成 2 5 年度天草地域保健医療推進協議会の開催…………… (天草地域保健医療推進協議会) 27

告 示

熊本県告示第 1 7 4 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 (平成 1 2 年法律第 5 7 号) 第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 6 年 3 月 1 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 白木川 (2 1 0 - 1 - 0 0 1)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 小木川 (2 1 0 - 1 - 0 0 2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 土石流
土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 虎口（210-1-003）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 鳳来1（210-1-005）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 5 オット谷川（210-1-006）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 6 鳳来3（210-1-007）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 7 鍋倉川-1（210-1-010-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 8 鍋倉川-2（210-1-010-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 9 栈敷野川（210-2-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 10 外牧川（403-1-009）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 11 第二鳳来-1（210-1-003-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 12 第二鳳来-2（210-1-003-2）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 13 第一鳳来（210-1-004）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- 14 小楠野-1（210-1-006-1）
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 15 小楠野-2 (210-1-006-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 虎口 (210-1-007)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 鍋倉-1 (210-1-043-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 鍋倉-2 (210-1-043-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 小楠野1 (210-2-003)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 小楠野2 (210-2-004)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 2 1 小楠野3 (210-2-005)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 市野々 (210-2-008)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 虎口2 (210-2-027)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 六十刈 (403-2-011)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字錦野、外牧
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 上原1 (403-3-001)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字杉水
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 上猿渡 (403-3-002)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字平川、杉水
(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
(3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
(4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 六十刈1-1 (403-3-024-1)
(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 菊池郡大津町大字外牧
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 六十刈1-2 (403-3-024-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 六十刈1-3 (403-3-024-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 六十刈1-4 (403-3-024-4)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 六十刈2-1 (403-3-025-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 六十刈2-2 (403-3-025-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 六十刈2-3 (403-3-025-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡大津町大字外牧
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 曲手(404-1-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字曲手
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 戸次-1(404-1-007-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 戸次-2(404-1-007-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 戸次-3(404-1-007-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 古閑の上(404-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字辛川
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 馬場楯1(404-3-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 戸次2 (404-3-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 馬場楠2 (404-3-011)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池郡菊陽町大字戸次
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 弘生2 (407-1-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 黒松 (407-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市泗水町南田島及び合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 萩迫1 (407-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 萩迫2 (407-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
合志市合生
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 萩迫3 (407-2-007)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 萩迫4 (407-2-008)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 立割 (407-2-009)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 生坪1 (407-2-010)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 合志市合生
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 穴川2 (210-1-004)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市班蛇口
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 土石流
 (4) 土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 銚甲川 (210-1-009)

- (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市原
- (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 寺小野 (210-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 吉原川 (210-2-002)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 穴川1 (210-2-003)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 白石川 (210-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 生味川 (210-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 8 古野川 (210-2-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 9 神前鶴川(210-2-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 10 穴川(210-1-001)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 11 上村-1(210-1-002-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 12 上村-2(210-1-002-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 13 中片(210-1-005)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 14 長野(210-1-008)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- 15 長野2-1 (210-1-009-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 16 長野2-2 (210-1-009-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 17 長野2-3 (210-1-009-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 18 寺小野-1 (210-1-010-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 19 寺小野-2 (210-1-010-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 20 市野瀬 (210-1-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市市野瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 21 中野瀬 (210-1-014)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- (2) 菊池市豊間
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 2 岩下2 (210-1-051)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市市野瀬
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 3 白木-1 (210-2-002-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 4 白木-2 (210-2-002-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 5 寺小野-1 (210-2-006-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 6 寺小野-2 (210-2-006-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 7 長野 (長野3) (210-2-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市龍門
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- (3) 次の図のとおり
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 28 金峰1-1 (210-2-010-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 29 金峰1-2 (210-2-010-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 30 金峰1-3 (210-2-010-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 31 金峰2-1 (210-2-011-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 32 金峰2-2 (210-2-011-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 33 金峰2-3 (210-2-011-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市重味
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- (4) 急傾斜地の崩壊
政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 4 四町分 (210-2-017)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 5 鶴頭-1 (210-2-018-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 6 鶴頭-2 (210-2-018-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市下河原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 7 穴川3 (210-2-025)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市班蛇口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 8 白木-1 (210-2-026-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 9 白木-2 (210-2-026-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市小木
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 0 金峰2 (金峰3-1) (210-2-030-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市重味
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 1 金峰2 (金峰3-2) (210-2-030-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市重味
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 2 金峰-1 (210-2-031-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市重味
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 3 金峰-2 (210-2-031-2)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市重味
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 4 岩下2 (210-2-035)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市市野瀬
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 5 瀬戸口-1 (401-1-001-1)
 (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 菊池市七城町瀬戸口
 (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部

- 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 6 瀬戸口-2 (401-1-001-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町瀬戸口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 7 瀬戸口-3 (401-1-001-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町瀬戸口
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 8 林原 (401-1-002)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町林原
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 9 板井-1 (401-1-003-1)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町亀尾
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 0 板井-2 (401-1-003-2)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町亀尾
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 1 板井-3 (401-1-003-3)
- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町亀尾
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 2 水次 (401-1-005)

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町水次
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 3 山崎 (401-1-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市七城町山崎
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 4 九の峰-1 (402-1-001-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 5 九の峰-2 (402-1-001-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 6 上伊萩-1 (402-1-003-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志伊萩
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 7 上伊萩-2 (402-1-003-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志伊萩
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 5 8 下伊萩 (402-1-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志伊萩

- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 59 妻越-1 (402-1-005-1)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志新明
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 60 妻越-2 (402-1-005-2)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志新明
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 61 妻越-3 (402-1-005-3)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志新明
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 62 小ヶ原 (402-1-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志川辺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 63 小川1 (402-2-001)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 64 伊萩 (402-2-004)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志伊萩
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 5 小川2 (402-2-005)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志弁利
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 6 小ヶ原1 (402-2-006)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志川辺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 7 大迫 (402-2-007)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志新明
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 8 小ヶ原2 (402-2-008)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志川辺
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 6 9 尾足 (402-2-010)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志尾足
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- 7 0 大迫 (大迫1) (402-2-013)
 - (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
菊池市旭志新明
 - (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- (4) 政令第4条に規定する衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び県北広域本
 部菊池地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第176号

都市計画区域の変更及び準都市計画区域の指定に伴い、平成16年4月26日付け熊本
 県告示第444号で定めた建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項第6
 号、同法第53条第1項第6号、同法別表第三の五の項（に）の欄及び同法第56条第1
 項第2号ニの規定による用途地域の指定のない区域内の建築物に係る容積率、建ぺい率及
 び建築物の各部分の高さの限度を、次のとおり変更し、平成26年4月1日から施行する。
 なお、その関係図書は、熊本県土木部建築住宅局建築課において一般の閲覧に供する。
 平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

都市計画区域 又は準都市計 画区域の名称	市町村 名	法第52条 第1項第6 号の規定に より定める 数値	法第53条 第1項第6 号の規定に より定める 数値	法別表第三の 五の項（に） の欄の規定に より定める数 値	法第56条 第1項第2 号ニの規定 により定め る数値
熊本都市計画 区域	合志市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	菊陽町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	嘉島町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
	益城町	10分の40	10分の7	1.5	2.5
荒尾都市計画 区域	荒尾市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
人吉都市計画 区域	人吉市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
水俣都市計画 区域	水俣市	10分の40	10分の7	1.5	2.5
玉名都市計画 区域	玉名市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
本渡都市計画 区域	天草市	10分の20	10分の6	1.5	1.25
山鹿都市計画 区域	山鹿市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
牛深都市計画 区域	天草市	10分の40	10分の7	1.5	1.25
菊池都市計画 区域	菊池市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇土都市計画 区域	宇土市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
宇城都市計画 区域	宇城市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
長洲都市計画 区域	長洲町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
大津都市計画 区域	大津町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
阿蘇都市計画 区域	阿蘇市	10分の20	10分の7	1.5	1.25
御船都市計画 区域	御船町	10分の20	10分の7	1.5	1.25
芦北都市計画	芦北町	10分の20	10分の7	1.5	1.25

区域					
西原準都市計 画区域	西原村	10分の20	10分の7	1.5	1.25

熊本県告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人博真会	居宅介護支援事業所 ほのか	八代市日置町3 14番地4	平成26年 3月1日	居宅介護支援

熊本県告示第178号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社コブス 空間デザイン	サプリホーム	上益城郡益城町 大字惣領字西大 道1594番地 24	平成26年 3月1日	福祉用具貸与
株式会社コブス 空間デザイン	サプリホーム	上益城郡益城町 大字惣領字西大 道1594番地 24	平成26年 3月1日	特定福祉用具 販売

熊本県告示第179号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社コブス 空間デザイン	サプリホーム	上益城郡益城町 大字惣領字西大 道1594番地 24	平成26年 3月1日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社コブス 空間デザイン	サプリホーム	上益城郡益城町 大字惣領字西大 道1594番地 24	平成26年 3月1日	特定介護予防 福祉用具販売

熊本県告示第180号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
清香園多機能型事業所明日香 宇城市松橋町豊福163番地1	社会福祉法人 清香会 宇城市松橋町竹崎1115番地の1 山内 泰人	自立訓練（生活訓練）	平成26年3月31日

熊本県告示第181号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定による指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったので、同法第51条の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	廃止年月日
ながしょう 八代市通町6-23 日東ビル	株式会社 永正 八代市高島町4289番地1	就労移行支援	平成26年2月28日

熊本県告示第182号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社中央タクシー	中央ケアセンター	球磨郡あさぎり町免田東1719番地3	平成26年3月3日	福祉用具貸与
有限会社中央タクシー	中央ケアセンター	球磨郡あさぎり町免田東1719番地3	平成26年3月3日	特定福祉用具販売

熊本県告示第183号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
有限会社中央タクシー	中央ケアセンター	球磨郡あさぎり町免田東1719番地3	平成26年3月3日	介護予防福祉用具貸与
有限会社中央タクシー	中央ケアセンター	球磨郡あさぎり町免田東1719番地3	平成26年3月3日	特定介護予防福祉用具販売

熊本県告示第184号

平成26年2月27日付けで宇城広域連合長から申請のあった宇城広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成26年3月3日付けでこれを許可した。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第185号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 天草市栢宇土町字久々山平2418番1、2428番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字久々山平2418番1・2428番1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町上津浦字通山503番1地先から 天草市有明町上津浦字上山川4342番3地先まで	203.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成26年3月14日

熊本県告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年3月11日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	水俣田浦線	葦北郡津奈木町大字福浜字岬2503番4地先から 同所 2493番4地先まで	80.0	広域連携 改築

2 供用を開始する期日 平成26年3月11日

公 告

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により嘉島町から熊本都市計画土地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第116号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代郡氷川町鹿島641番地の1
- 2 築造者の氏名 カシマ開発株式会社
- 3 道路の位置 宇城市小川町江頭字新開534番1及び同533番3
- 4 道路の幅員 5.01メートル
- 5 道路の延長 26.46メートル
- 6 指定年月日 平成26年2月21日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第36号

熊本県公告第117号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった赤水地区（赤水1換地区）の換地計画については、平成26年3月3日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年3月12日から
平成26年4月9日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地等明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第118号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった赤水地区（赤水2換地区）の換地計画については、平成26年3月3日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年3月12日から
平成26年4月9日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地等明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第119号

阿蘇市長佐藤義興から認可の申請があった赤水地区（赤水3換地区）の換地計画については、平成26年3月3日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができ。平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧の期間 平成26年3月12日から平成26年4月9日まで
- 2 縦覧の場所 阿蘇市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地等明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第120号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づきこの旨を公告する。平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	乙女・大沢水地区	平成15年2月21日	平成25年12月18日	熊本県

熊本県公告第121号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス大津室店
菊池郡大津町大字室1395番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置し、小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃	福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年9月6日（希望予定日）
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,767平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北側 84台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物東側 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北側 65平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内西側 13立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
3箇所 建物敷地北側及び東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成26年2月28日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県北広域本部菊池地域振興局総務振興課
平成26年3月11日から平成26年7月11日まで

熊本県公告第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成26年3月11日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（3工区）
菊池郡菊陽町大字原水字下原845番2の一部、同845番3の一部、同845番5の一部、同846番の一部、同847番の一部、同848番3の一部、同849番の一部並びに里道の一部及び水路の一部
2,784.89平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
菊陽町

登載依頼**熊本県いぐさ奨励品種審査会公告第1号**

熊本県いぐさ奨励品種審査会を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成26年3月11日

熊本県いぐさ奨励品種審査会
会 長 渡 辺 弘 道

- 1 開催日時
平成26年3月18日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号 熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
（1） 奨励品種として採用したい品種について
ア いぐさ優良新品種「涼風」
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県いぐさ奨励品種審査会事務局（熊本県農林水産部生産局農産課い業・特産班）
（電話096-333-2389（ダイヤルイン））

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成25年度天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成26年3月11日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成26年3月19日（水）午後3時00分から午後5時00分
- 2 開催場所
熊本県天草地域振興局会議室棟2階 大会議室（天草市今釜新町3530）
- 3 議題
報告事項
協議事項
1） 救急医療専門部会の報告について
1） 第6次保健医療計画の進捗状況について（重点課題のみ）
2） 各市町や団体の活動について
3） 意見交換
4） その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
（1） 傍聴希望者は、会議前日までに天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会

議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。

- (2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町3530
天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）
（電話0969-23-0172）